開始事件 事件番号　平成　　年（家）第　　　　　号　【 本人氏名：　　　　　　　　　　　　】

後見等事務報告書

（報告期間：平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日）

平成　　　　年　　　　月　　　　日

住　所

□成年後見人

□保佐人

□補助人　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

１　本人の生活状況について　（全員回答）

(1)　前回報告以降，本人の住居所に変化はありましたか。

　□　変わらない　　　□　以下のとおり変わった

　　（「以下のとおり変わった」と答えた場合）変わったことが確認できる資料（住民票，入院や施設入所に関する資料など）を本報告書とともに提出してください。

【住民票上の住所】

【実際に住んでいる場所】（入院先，入所施設などを含みます）

(2)　前回報告以降，本人の健康状態や生活状況に変化はありましたか。

　□　変わらない　　　□　以下のとおり変わった

２　本人の財産状況について

（後見人，財産管理に関する代理権が付与されている保佐人・補助人のみ回答）

(1)　前回報告以降，定期的な収入（年金，賃料など）に変化はありましたか。

　□　変わらない　　　　□　変わった（増えた，減った）

　　（「変わった」と答えた場合）変わった理由は何で，変わった後の金額はいくらですか。以下にお書きください。また，これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

(2)　前回報告以降，１回につき１０万円を超える臨時の収入（保険金，不動産売却，株式売却など）がありましたか。

　□　ない　　　□　ある

　（「ある」と答えた場合）その内容と金額はどのようなものですか。以下にお書きください。

また，これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

(3)　前回報告以降，本人が得た金銭は，全額，今回コピーを提出した通帳に入金されていますか。

　□　はい　　　□　いいえ

　　（「いいえ」と答えた場合）入金されていないお金はいくらで，現在どのように管理していますか。また，入金されていないのはなぜですか。以下にお書きください。

(4)　前回報告以降，定期的な支出（生活費，入院費，住居費，施設費など）に変化はありましたか。

　□　変わらない　　　　□　変わった（増えた，減った）

　　（「変わった」と答えた場合）変わった理由は何で，変わった後の金額はいくらですか。以下にお書きください。また，これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

(5)　前回報告以降，１回につき１０万円を超える臨時の支出（医療費，修繕費，自動車購入，冠婚葬祭など）がありましたか。

　□　ない　　　□　ある

　　（「ある」と答えた場合）その内容と金額はどのようなものですか。以下にお書きください。

また，これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

(6)　前回報告以降，本人の財産から，本人以外の人（本人の配偶者，親族，後見人自身を含みます）の利益となるような支出をしたことがありますか。

　□　ない　　　□　ある

　　（「ある」と答えた場合）誰のために，いくらを，どのような目的で支出しましたか。以下にお書きください。また，これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

３　同意権・取消権について　（保佐人，補助人のみ回答）

(1)　同意権を行使しましたか（今後，行使する予定がありますか）。

　□　行使していない（予定していない）　　　□　行使した（予定がある）

　　（「行使した（予定がある）」と答えた場合）その時期と内容はどのようなものですか。以下にお書きください。また，これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

(2)　取消権を行使しましたか（今後，行使する予定がありますか）。

　□　行使していない（予定していない）　　　□　行使した（予定がある）

　　（「行使した（予定がある）」と答えた場合）その時期と内容はどのようなものですか。以下にお書きください。また，これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

４　あなたご自身について　（全員回答）

次の(1)から(3)までについて，該当するものがありますか。

(1)　他の家庭裁判所で成年後見人等を解任された

　　□　該当しない　　□　該当する

(2)　破産者で復権していない

　　□　該当しない　　□　該当する

(3)　本人に対して訴訟をしたことがある者，その配偶者又は親子である

　　□　該当しない　　□　該当する

５　その他　（全員回答）

上記報告以外に裁判所に報告しておきたいことはありますか。

　□　特にない　　　　□　以下のとおり

※　□がある箇所は，必ずどちらか一方の□をチェック（レ点）するか，又は塗りつぶしてください。

※　完成したら，裁判所に提出する前にコピーを取って，次回報告まで大切に保管してください。

※　報告内容に問題がある，必要な資料が提出されないなどの場合には，詳しい調査のため調査人や監督人を選任する

ことがあります。